

新むつ小川原開発基本計画（素案）に係る環境影響評価方法書 に関する環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価の実施に当たっては、個々の事業の詳細は決まっていないという新むつ小川原開発基本計画（以下「新計画」という。）の特性、既存の施設、進行中の事業を考慮する必要があることから、以下の事項について十分配慮し、検討することにより適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。

総括事項

- 1 事業段階での環境影響評価を基本としつつ、新計画の特性を踏まえ、各事業の環境影響についての詳細な調査、予測及び評価ではなく、新計画が地域全体に及ぼす環境影響についての検討を行うこと。
また、環境影響評価の結果を踏まえ、環境の保全のための措置を新計画に位置付けるとともに、環境への影響に配慮し、各事業の実施時の配慮事項を、あらかじめ「環境配慮指針」としてとりまとめ適切かつ確実に反映すること。
- 2 特に自然環境への影響が懸念される場合には、専門家の意見を聴きながら適切な措置を講じること。
- 3 準備書の作成に当たっては、調査・予測・評価の対象とする地域及び地点の設定根拠を具体的に記載すること。
また、水環境、植物、動物及び生態系の調査・予測・評価の対象とする地域については、必要に応じて拡大する等適切なものとする。

個別事項

- 1 水環境について
 - (1) 湖沼群の水環境を保全するために、現状の水質汚濁負荷量を排出源別に分析する等により適切に予測・評価をすること。
 - (2) 開発に伴う水需要における水収支に関するデータを明らかにし、水質の汚濁の防止及び地盤沈下等の地盤への影響を予測・評価すること。
 - (3) 水の汚れ（COD）の評価においては、鷹架沼及びむつ小川原港湾内外の水質の変化について検討し、予測・評価すること。
- 2 植物、動物、生態系について
 - (1) 植物、動物、生態系の予測・評価に当たっては、項目の選定及び調査の方法について専門家の意見を聴く等により、最新の知見に基づき行うこと。
 - (2) 貴重種が多い六ヶ所湖沼群について、保存地区としてのコアエリアと保全利用地区としてのバッファエリアの範囲を明示して保全を図ること。
- 3 景観について
景観変化の予測に当たっては、中長期的に検討し、また、地域全体については戦略的な視点からも検討し、環境配慮指針に反映すること。

その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民などの意見について十分な検討を行うこと。また、方法書の公告・縦覧の方法とともに説明会の開催状況及び意見についても明らかにすること。
- (2) 準備書は専門的なデータを用い、膨大なものとなる可能性があるため、作成に当たっては、住民などにわかりやすい内容とする工夫を検討すること。